

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第7期計画期間 第6回会議）議事録

日時：令和元年9月24日（火）18:00～

場所：市役所本庁舎2階第4委員会室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、木村昭憲委員、草刈拓委員、小坂浩之委員、斉藤誠一委員、
田口美之委員、土井勝幸委員、宮林幸江委員長、渡邊純一委員
以上9名、五十音順

【仙台市職員】

郷家保険高齢部長、中村介護保険課長、岩瀬介護事業支援課長、
松本地域包括ケア推進課長、熊谷介護保険課管理係長、高橋指定係長、佐藤居宅サービ
ス指導係長、伏見施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(4)については公開、議事(1)、(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、
看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密
着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)
- (3) 他市町村の事業者の指定について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4)

事務局より説明

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

田口委員：資料2、事業譲渡に至る経緯について聞かせていただきたい。

高橋係長：施設に併設されている他のサービスに注力していくため、認知症対応型共同生
活介護については譲渡するという法人の方針によるものである。

田口委員：譲渡される認知症対応型共同生活介護について、入居率はどの程度であったの
か。

佐藤係長：ほぼ満室だと聞いている。

また、今後は障害福祉サービスの方に注力していきたいという意向も伺っている。

田口委員：資料3について、他市町村に所在する地域密着型サービス事業所を利用することはなかなか認めてもらえない状況であるが、他に仙台市民が他市の事業所を利用するための指定は行っているのか。

高橋係長：本件については、地域密着型サービスに移行する前から利用を行っていた者がいたため、その個別の利用者に限り、利用を認めるために指定を行ったものである。同様に、この事業所のほかにも他市の事業所を指定したケースはある。

木村委員：資料4、未整備の日常生活圏域があるが、このうち潜在的な利用希望者がいる区域はあるのか。

岩瀬課長：統計的なデータはないが、利用希望者がいる圏域もあるものと思われる。

木村委員：利用希望があるのであれば、何としても整備を急がなければならない。よろしくお願いしたい。

小坂委員：事業譲渡に伴う廃止が報告されているが、介護スタッフは譲渡先法人でそのまま雇用継続されるのか。

高橋係長：継続を希望される方についてはそのまま雇用されるとのことである。ただ、スタッフ自身の意向により、譲渡元に残る方もいらっしゃる。譲渡先は高齢者福祉サービスに力を入れている事業者であるが、高齢者福祉よりも障害福祉サービスの方で力を発揮したいといった意向を持っている従業員は、譲渡元に残るようであった。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料5）（参考資料5-1から5-3）

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

斉藤委員：3件目の認知症対応型共同生活介護の指定について、居住費、食費、光熱費と列記されているが、居住費に食費や光熱費等は含まれていないのか。

岩瀬課長：含まれていない。居住費に加えて、食費や光熱費が計上される。

木村委員：立地が都市部ということもあるが、アパートの家賃相場に比しだいぶ高いという印象。介護サービス利用料が含まれているなら納得できるのだが。

岩瀬課長：介護サービス利用料は居住費に含まれておらず、別途負担が必要となる。

木村委員：1か月の費用を計算すると、20万円を少しきる程度の額が必要。国民年金のみの支給を受けている方は入居が難しい。

田口委員：居住費については、事業所の立地を考えると、相場より少し高い程度だと思う。居住費は家賃相場に比例しており、都市部の相場が高くなる傾向がある。

土井委員：社会福祉法人だともう少し安いところがあるが、営利法人としては相応くらいの設定という印象。

板橋委員：当初の事業計画において低所得者向けの居室を設けることを計画しているにも関わらず、そのような居室は数や位置が限られており、入居できないということもあると聞く。例えば車いすの方が、低所得者向けの部屋がこの階にしかないからといってエレベーターなしの施設の2階に住めるかといわれると難しい。

木村委員：申請時の料金形態と事業開始後実際に支払を受けている金額が一致しているかチェックする仕組みはあるのか。

高橋係長：実地指導の際にチェックする。

田口委員：近年生活保護で支給を受けることができる扶助費額が下がっており、既存の入居者はともかく、新規の人は扶助費が不足し入居できないということもあるのでは。

斉藤委員：生活保護を受けている場合でも、家賃が他の居室より高くても特定の部屋に住居する必要性が高い人については、生活保護の実施主体が取り計らって扶助費を上乗せしてくれたケースがあるようだが。

木村委員：生活保護の方でも入居の融通がきく制度設計になってほしいものだ。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料6)(参考資料6)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

木村委員：指摘事項は改善されたということであるが、何かペナルティはないのか。

岩瀬課長：営業停止や指定を取り消すケースもないわけではないが、悪質な場合である。実地指導で行うこれらの指摘は、事業者側と行政側の認識のずれを正し、より良い制度運営を図っていきたいという趣旨によるところが大きく、違反があってもそれが理解の誤りによるものであれば、すぐさま処分に至るといったことはない。

草刈委員：昨年度や今年度は、自主還付する事業所はなかったのか。

佐藤係長：過年度ほど多額ではないが、報酬を返還した事業所はある。

木村委員：制度の理解の誤りがあって過誤請求してしまったということだが、制度改正の説明会は行っているのであろうから、その上で間違っただということか。そうであれば、より手厚く説明を行ってほしい。

土井委員：条文は解釈がわかる表現も多く、事業者側と行政側の解釈の相違といったものも事業者が過誤請求を行ってしまう要因の一つである。

草刈委員：同じ事例であっても保険者によって適不適の判断が異なることがあるという、いわゆるローカルルールが存在しているといった状況も事業者側と行政側の認識のずれを招く要因としてあげられる。

木村委員：ローカルルールがあるということは、法律で決まっている以外に、仙台市としての解釈を持つことも可能ということか。以前の委員会で仙台市独自の基準を、といった話を提案した際は基準設定は難しいという回答を受けたが、ローカル

ルールが許されるのであれば、法律の範囲内で、仙台市の状況に応じたルールを作ってほしい。

板橋委員：更新対象の地域密着型通所介護事業所のうち、無資格者を機能訓練指導員として配置していたり、介護職員の配置が人員基準に満たしていないという事業所があるが、具体的にどういう状況であったのか。

佐藤係長：制度改正において、集団での機能訓練指導であれば無資格者が機能訓練をすることも可能とされたところを、配置が義務付けられている機能訓練指導員についても無資格者でよいと誤認してしまったものである。また介護スタッフの件については、インフルエンザ等で突発的に介護職員が欠員となった状況であり、悪質なものではない。

斉藤委員：定員数の記載があるが、更新を行うにあたり、定員数に変更となる事業所はあるか。

高橋係長：変更となる事業所はない。

4. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

草刈委員：介護施設と、ハザードマップとのすりあわせを整備前に行っているか。

また、災害時要援護者情報登録制度がどれくらい活用されているのか。制度を知らない方が多いように思う。また要援護者登録にあたっては申請が必要となっており、申請に行くことができない方は登録できないという不便な部分がある。簡便に登録を受けることができるような手法を検討いただくこと、また繰り返し制度のアナウンスをいただくことを行政側にはお願いしたい。

高橋係長：事前協議の際にハザードマップとの突合せを行い、避難計画の内容について指導や助言させていただいている。また、指定を行った折は、防災等を所管している仙台市危機管理室に対し当該事業所情報を報告しているため、指定を行った介護施設については要援護者がいる施設として仙台市危機管理室のリストに載っている状態である。

草刈委員：土砂災害を想定したリスク管理はどのくらいされているのか以前お尋ねしたところ、検討しますという回答であり、その後情報提供がなかった。土砂災害は繰り返すことによって被害の程度が大きくなるから、見直しを含めて指導をお願いしたい。

郷家部長：災害時要援護者登録制度について、具体的な数字については把握していないので、後日御報告させていただきたい。

また、ご意見いただいたことは関係課に伝えさせていただく。

草刈委員：介護保険行政側から災害時要援護者登録制度への登録を事業所指定を受ける前に推進させる仕組みはないのか。地域密着型の施設こそ、施設任せではなく、災害時要援護者登録制度を行政側からも推進する動きを作っていければいいと

考えるのだが。

田口委員：災害時要援護者登録制度は、本当に援護を必要とする人が登録せず、自立の人が登録していたりなど、登録内容と実態との間に乖離があるようだ。

斉藤委員：災害はいつ起きるかわからない。避難時に援護が必要となる方を適切に把握し、援護できる体制を早急に構築すべきである。

土井委員：運営推進会議により、地域の中で助けあいができる状況が整いつつあるようように思われる。

郷家部長：皆様おっしゃっているとおり、災害への備えは常日頃からしていかなければならないと思う。関係課にも本日いただいた意見を伝え、対応を検討していきたい。

宮林委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会